

7 障福第 1 4 6 4 号
令和 7 年 10 月 1 日

各障害福祉サービス等事業所
運営法人代表者 様
(政令指定都市、中核市及び大府市所管事業所を除く)

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の報告に関するシステム
の運用開始に係る対応等について（通知）

日頃より、本県の障害福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和 7 年 8 月 29 日より、障害福祉サービス等情報公表システムにおける経営情報の見える化の運用が開始されました。これに伴い「愛知県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱」（以下、県要綱という。）を改正し、令和 7 年 8 月 29 日に遡及して適用しますので、御了知いただくとともに、下記を御確認いただき、経営情報の報告を適切に行ってください。

記

1 令和 7 年度中に経営情報の見える化において報告する決算情報について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 11 号）の附則において、令和 8 年 3 月 31 日までの間は、経営情報の見える化の報告期限を通常、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内とされているところ、令和 8 年 3 月 31 日までと読み替えるものとされております。

当該規定に基づき、まずは、令和 8 年 3 月 31 日までに「令和 6 年度決算情報」を本県へ報告してください。

なお、経営情報の見える化において、「令和 X 年度決算情報」とは、会計年度の始期が令和 X 年に始まることとされています。

(例)

○ 令和 6 年度決算情報

会計年度の始期が「令和 6 年 1 月～12 月」である障害福祉サービス等事業所

→ 会計年度が、令和 6 年 1～12 月、令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月、令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月等の障害福祉サービス等事業所

○ 令和 7 年度決算情報

会計年度の始期が「令和 7 年 1 月～12 月」である障害福祉サービス等事業所

→ 会計年度が、令和 7 年 1～12 月、令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月、令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月等の障害福祉サービス等事業所

2 一人当たり賃金の公表について

県要綱において、一人当たり賃金は、任意での報告を可能としております。障害福祉サービス等情報公表システムにおいて当該項目への入力があった場合、事業者がその情報の公表に同意しているものとして、情報公表を行いますので、御留意ください。

3 システム入力にあたっての参考資料等

- ① 「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成 30 年 4 月 23 日付障障発 0423 第 1 号）【国要綱】
<https://www.mhlw.go.jp/content/001552994.pdf>
- ② 愛知県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱（令和 7 年 8 月 29 日改正）【県要綱】
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/300711jyouhoukouhyou.html>
- ③ 「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る都道府県等・障害福祉サービス等事業者向け説明会（令和 7 年 8 月 4 日開催）の動画及び資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60356.html
- ④ 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板（システム操作マニュアル、記入要領、ヘルプデスク等の掲載場所）
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>
- ⑤ 障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスク
＜電話番号＞
0570-666-081 ※受付時間：平日 9:00～17:00
＜障害福祉サービス等事業者向けお問い合わせフォーム＞
<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/jssinq.nsf/fInquiry?Open>

担 当 障害福祉事業所支援室事業所指導第一グループ
電 話 052-954-6317（ダイヤルイン）